

掲示期間 4.1～4.10

新潟市告示第190号

露店市場出店料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、亀田露店市場の出店料徴収事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、下記のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

新潟市長 中原 八一

市場名	徴収事務受託者
亀田市場	新潟市東区新岡山2丁目4番3号 亀田郷商盛会 会長 星山 松雄